

今後、積極的に事前復興の計画策定に向けて、本計画に取り組み他の自治体とも連携をしつつ、国の支援策について、国へ要望していききたいと考えている。

また、住宅については、本市の市街地のほとんどが津波浸水想定区域であることから、被災後に不足が想定される仮設住宅用地の確保を検討しておくことも重要である。

こういった課題を市民と共に共有をし、事前復興まちづくりを検討していくためにも、早期に取り組む必要があると考えている。

一方、全ての地域で計画ができる時期としては、市民との合意形成に非常に時間がかかってくるかと考えているので、そうしたことも考慮しながら、計画的に進めていきたい。



川田 栄子 議員

新型コロナウイルス・ワクチンの真実と問題について

問 本市の3〜4回目、5〜11歳の接種状況について問う。

答 令和4年5月27日現在、1万3208人の方が接種完了で68・3%。4回目接種については、6月下旬より沖の島地区、介護施設などの巡回接種を開始予定。5〜11歳については、221人接種、21・2%となっている。

問 予防接種法で、自治体は予防接種を対象とする定期接種で努力義務を課せられたものを勧奨送付するものと思われる。5〜11歳については努力義務が課せられてない。それでも本市が、接種勧奨送付したことについて問う。

答 5〜11歳接種については、努力義務の適用除外とされて

いるが、予防接種法に定める接種勧奨法については、法令上明確ではないが国の手引きではやむを得ない事情がある場合を除き個別通知により行う事とされている。

努力義務が課せられない事を鑑みて接種券の一括送付を行わなかった市町村もあるが、令和4年1月27日付の厚労省健康局予防接種室より発出文書にて対象者に早期に接種券を送付する指示があり、対応したものの。

問 予防接種法にある新型コロナウイルス感染症に2020年1月に中華人民共和国から保健機関に人に伝染するものと報告されたものに限るとある。オミクロン株は2021年11月にアフリカで確認されたもので予防接種の新型コロナウイルスの定義に適合しないのではないかと。

答 予防接種法7条の解釈に關するものと考えますが、オミクロン株を含む変異株についても新型コロナウイルス感染症と位置付けられており、予防接種法附則第7条の特例規定に基づくものと認識している。

問 予防接種法2条には疾病の予防に有効であることを報告されたものが確認されているワクチンを接種するとある。変異株に対する感染抑制効果は不明。12歳未満について臨床試験は行ってない。有効性が確認されないまま接種を行っているのではないかと。

答 変異株の想定や小児においても厚労省審議会で議論された結果、予防接種法に基づく接種に位置付けられ小児を対象とした接種を進めている。

問 ワクチン業者は交互接種について他のものを打つたら責任持てない、臨床試験もしていないと文書にある。交互接種はかつてなかったもの。交互接種について問う。

答 4回目接種ワクチンは、国からの配分はファイザー社より武田モデルナ社が多くなっているため交互接種件数が増える。



堀 景 議員

県道沖ノ島循環線について

問 これまでの事業計画を問う。

答 当初計画は事業延長3・8km、事業期間は平成7年度から平成30年度までを予定していたが、未開通区間の3・0kmについては、平成27年度から休止状態になっている。

問 今後の整備計画を問う。

答 県としては、法の整備が整えば、改めて事業再開に向け検討を行っていく考えである。また、市としても引き続き県に対し要望をしていく。

咸陽島公園について

問 現在、大人気の咸陽島公園の整備計画と今後の方針を問う。